

# 当院の後発医薬品に関する方針について

当院では後発医薬品を推奨しています。



厚生労働省の後発品使用推進の方針に従い、患者様の負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しております。

## 概 要

- ・院外処方箋の表記には、原則として一般名処方を採用しております。
- ・入院中の患者さんのお薬につきましては、同一成分の後発医薬品または同種同効薬に変更させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・製造上の不具合、物流上の問題等により、医薬品の供給が不安定となった場合、やむを得ず先発品または同一効果の他医薬品に変更させていただく場合がございます。医薬品の変更がある場合は担当薬剤師より説明させていただきます。
- ・令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者さんのご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

## 関 連 資 料

[「後発医薬品\(ジェネリック医薬品\)及びバイオ後続品\(バイオシミラー\)の使用促進について | 厚生労働省](#)



医療法人 京優会

北摂三木病院 病院長